

## 観音寺市下水道マンホール蓋のデザイン使用基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市下水道マンホール蓋のデザイン（以下「マンホールデザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(マンホールデザインに関する権利)

第2条 マンホールデザインに関する権利の所属については、観音寺市に帰属する。

(マンホールデザイン)

第3条 使用できるマンホールデザインは、別表に掲げるとおりとする。ただし、マンホールデザインの「うすい」又は「おすい」の文字については、除くことができる。

(使用の許可申請)

第4条 マンホールデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめマンホールデザイン使用許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 団体概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) マンホールデザインの使用状況が分かる完成見本等
- (3) 第6条のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項第3号及び第10条第3項の書面は、誓約書（様式第2号）によるものとする。

(使用の許可等)

第5条 市長は、前条の規定により使用許可申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可することが適当と認めるときはマンホールデザイン使用許可書（様式第3号）を、使用を許可することが不適当と認めるときはマンホールデザイン使用不許可通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の使用許可書の交付に当たり、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の基準)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (6) 市の信用若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に該当する行為について使用するとき。
- (9) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力団不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められる者が使用するとき。
- (10) マンホールデザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (11) 立体物で、その表現がマンホールデザインの立体物と認められないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めたとき。

（使用料）

第7条 マンホールデザインの使用料については、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 マンホールデザインの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可された内容にのみマンホールデザインを使用すること。
- (2) 当該使用許可に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は転貸しないこと。

- (3) 定められた形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。
- (4) マンホールデザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 当該使用に係る完成物件を速やかに提出すること。ただし、完成物件の提出が困難なものについては、その写真等を提出すること。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継することができる。

(許可内容の変更等)

第10条 使用者が許可された内容を変更しようとするときは、マンホールデザイン使用変更許可申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 当初許可書の写し
- (2) 変更内容が確認できる資料等
- (3) 第6条のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請に基づき、許可することが適当と認めるときは、マンホールデザイン使用変更許可書(様式第6号)を、許可することが不適当と認めるときはマンホールデザイン使用変更不許可通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

3 前項の許可については、第6条の規定に準じるものとする。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可(前条に規定する変更の許可をしたときは、その変更に係る許可)を取り消すものとする。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当する事由が判明したとき又は第8条に規定する遵守事項に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、マンホールデザイン使用許可取消書(様式第8号)により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第12条 前条の規定によりマンホールデザインの使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者は、マンホールデザインの使用について使用者と第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理及び解決を図るものとする。

(損害賠償等の責任)

第13条 市は、マンホールデザインの使用を許可したことに起因する損害賠償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、マンホールデザインを使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うものとし、市に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 使用者は、マンホールデザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

(権利の設定等の禁止)

第14条 使用者は、マンホールデザインについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表（第3条関係）



